

狂牛病（BSE・牛海綿状脳症）対策に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成13年12月20日

提出者

14番 田中節男

10番 山本敏男

17番 たき美世子

19番 本間まさよ

21番 露木正司

22番 新井くみ子

26番 山下倫一

29番 赤松清

狂牛病（BSE・牛海綿状脳症）対策に関する意見書

群馬県で狂牛病（牛海綿状脳症）に感染した国内3頭目の牛が確認されました。新たな狂牛病の牛の発見は、後手に回った政府の重大な責任をあらためて浮き彫りにしています。感染した3頭の牛は1996年のほぼ同時期に生まれ、同じ飼料メーカーの配合飼料が与えられていました。96年はWHO（世界保健機関）が加盟国に狂牛病の感染源となる肉骨粉を牛に与えないよう勧告を出した年です。政府がこれを真剣に受けとめ、遅くともこの時点で使用を禁止していれば感染源を防ぐことができたのではないかと痛感せずにはられません。

消費者は国産牛肉に対する不安を抱き、買い控え、牛肉離れがおき、その結果食肉小売業者や焼肉店、牛肉を取り扱う飲食店に大きな被害を与えています。

厚生労働省は10月18日より、と畜場に搬入される全ての牛の検査を義務づけ、世界一厳しい検査体制が確立しています。その結果、2頭目、3頭目と汚染牛が確認されましたが、これは厳しい検査が適正に機能している表われであり、市場に出ている食肉の安全性を確保しているが、消費者の牛肉離れは一向に改善されていません。これは情報の開示と行政の対応に対する不信感が原因と考えられます。

貴職におかれましては被害を一日も早く払拭するために全力を挙げて、安全、安心を国民に提供する施策を講ずるよう、下記事項につき、強く要望いたします。

記

1. 狂牛病感染経路の徹底解明と感染原因の徹底調査を行い、国民に対して情報公開を行うこと。
2. 深刻な被害を受けている生産者、食肉卸、小売り業者、焼肉店等に対する経営相談の強化、政府系中小企業金融機関による融資の充実や債務保証に関する特例措置等の救済策を早急に講じること。
3. 輸入飼料の安全性を確保するとともに消費者が食する牛肉について何時でも情報が獲得できるように、フランス等での前例を研究して個体識別システムを早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月 日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

）あて